

山陰教区仏教婦人会連盟規約

第1条 (名称) この連盟は山陰教区仏教婦人会連盟(以下「連盟」という)といい、事務所を松江市大正町山陰教区教務所に置く。

第2条 (目的) この連盟は教区における仏婦運動の振興を図るため、本部及び登録仏婦相互の連絡協議、講習並びに仏婦運動の調査、研究等を行うことを目的とする。

第3条 (役員) この連盟に次の役員を置く。

1. 連盟長 1名
2. 委員長 1名
3. 副委員長 2名
4. 常任委員 若干名(鳥取1、出雲1、石東1、邑智1、石西1)
5. 委員 20名
7. 監査役 2名
8. 事務局 若干名

2 連盟長は教務所長の職にあるものを推し、この連盟を統裁す。

3 委員長は委員会において推薦し、この連盟の運営全般を統理する。

4 副委員長は委員会において推薦し、委員長を補佐し委員長事故あるときこれに代わる。

5 常任委員は委員のうちから互選し、委員長を助けて連盟の運営にあたる。

6 委員は組仏婦連盟の推薦した者1名があたる。

但し組仏婦連盟未結成の処はその組より1名推薦するものとする。

7 監査役は委員のうちから互選し会計の監査にあたる。

8 事務局は教務所職員があたり庶務に従事する。

第4条 (任期) 委員の任期は3年とし再任は妨げないが、2期(6年)を超えることはできない。

2 役員資格を失った時は、同ブロック内の委員が任期中従事する。

第5条 (参与・顧問) この連盟に参与及び顧問を置く。

2 参与は教区会議長、組長会長、御同朋の社会を目指す運動教区委員会副委員長、及び学識経験者としてこの連盟の運営に協力する。

3 顧問は歴代連盟委員長経歴者としこの連盟の運営に協力する。

第6条 (会議) この連盟の会議は常任委員会、委員会及び総会(又は大会)とする。

2 常任委員会及び委員会は委員長がこれを召集し議長となる。

3 常任委員会は次に掲げる事項について審議する。

1. 事業に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 規約の改正に関する事項
4. その他重要な事項

4 委員会は常任委員会において審議された事項について決議する。

5 総会(又は大会)は年1回開催する。

但し、必要に応じ委員長は臨時総会を開催することができる。

6 総会(又は大会)は委員会において議決された事項について承認する。

第7条 (会計)連盟の経費は連盟費、助成金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 この連盟の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

第8条 (規約改正)本規約を改正する場合は委員会において決議し、これを総会(又は大会)に報告しなければならない。

附 則

1. この規約は昭和51年4月1日より施行する。

附 則

2. この規約は昭和56年3月17日より施行する。

附 則

3. この規約は昭和62年4月10日より施行する。

附 則

4. この規約は平成6年4月1日より施行する。

附 則

5. この規約は平成24年4月1日より施行する。

山陰教区仏教婦人会連盟慶弔規定(内規)

(慶弔)

1. 組連盟主催の大会には組連盟から報告を受けて祝電を交付する。

(被災)

2. 組活動に支障をきたす災害があったとき連盟より見舞いをする。

(弔意)

3. 教区連盟委員長、副委員長及び連盟に功労のあった者が死亡の場合は香資を送り弔意を表す。

4. 常任委員及び組連盟委員長死亡の場合は連盟より弔電を交付し弔意を表す。

(表彰)

5. 教区及び組の代表者が仏婦運動功労者を推薦することができ、以て連盟及び教区連盟の表彰を受けることができる。

前項の規定(内規)は教区連盟に登録されている団体及び個人に適用される。